住宅防火情報

第5号(H21.2) 消防庁予防課

~ 住宅用火災警報器を設置しましょう ~

住宅用火災警報器(住警器)の普及に向けた取組

消防庁に寄せられた住警器普及に向けた取組を紹介します。

★クーポン配布による住警器販売店等と連携した普及促進★

兵庫県神戸市消防局では、住警器を取り扱う販売店や工務店等を「普及協力事業所」として登録し、連携して住警器普及を推進しようという試みを始めた。同消防局は携帯電話やパソコンでダウンロードもできるクーポン券を配布しており、このクーポンを提示して登録事業所で住警器を購入すれば、お店ごとの様々な特典(お店によって、取り付け料無

料や 500 円割引、5%割引やボールペン等の景品がもらえるなど)を受けられる。登録事業所は、消防局で考案した住警器キャラクター(し(知)らすちゃん)のイラスト入りマークを店頭やチラシで使用できるようになるため、消費者もクーポンが使用できるお店が一目でわかる。登録事業所の一覧は消防局ホームページでも紹介されるため、事業所には宣伝上のメリットもある。こうした関係での官民連携体制の構築により住警器普及を推進する主体の輪を広げているところであり、登録事業所は1月末現在113事業所にまで広がっている。



★地元企業による近隣住民への住警器無料提供★

主に徳島県内で事業展開している建設会社が、同県鳴門市内で土木工事を実施することになった。この会社では工事にあたって騒音などで迷惑をかけることになる近隣住民に対して商品を贈り、地域に理解を得ながら工事を進めることが通例であったが、この配慮もできるだけ近隣住民に喜んでもらえるものをと考えていた。社内で議論する中で、地元市報等での住警器の設置義務化を周知する記事を思い出し、住警器を贈ることを思いついた。社員が近隣住民の住宅を直接訪問し、住警器を提供、市報等から得ていた取付場所の情報を元に社員が取付作業を実施し、近隣住民に手間を掛けさせないよう配慮した。

地域の周知・広報活動がこうした場面でも功を奏した事例であり、また、このことが地元新聞でも紹介され、県内全域への住警器義務化の周知・広報にも効果をあげている。

★マップを使った住警器の設置呼び掛けのローラー作戦★

東京消防庁臨港消防署では、予防、警防などの担当分野にかかわらず消防司令補以下の

全ての署員に対して担当区域を割り当て、署員が担当区域内の各住宅を訪問して、既存住宅への設置義務化の説明や、早期設置の呼び掛け、設置状況の聞き取り調査をする取組を行っている。

この取組の進捗状況を管理するため、「一目でわかる住警器設置促進地図」を作成し署内

に掲示した。住警器が設置されれば、地図上のその住宅を緑色に塗色することにしており、これにより、署員全員が管内全域の設置状況を視覚的に把握することができる。また、全区域を緑色に塗色することが署員の目標になっており、取組にあたっての意識を高めている。マップを導入することで呼び掛け強化が必要な場所が一目瞭然となり、抜け目なく取り組むまさに「ローラー作戦」が展開されている。



「一目でわかる住警器設置促進地図」

住宅用火災警報器(住警器)の奏功事例

平成 20 年 3 月-12 月の間、消防庁に寄せられた住警器の奏功事例(情報) 事例件数 119 件

【火災に早く気付き、命を取り止めることができた事例】

○ 居住者は、住警器の音声により目が覚め、部屋に煙が充満し、窓際のカーテンが燃えているのに気付いた(子供がライターで遊んでいたところカーテンに着火し、延焼拡大したもの。)。慌てて子供の手を引き屋外に避難することができた。(静岡県浜松市)

【早く気付き、火災発生または拡大に至らなかった事例】

- 共同住宅に居住する20代の女性が、寝室にいた際に住警器の警報音及び焦げ臭いにおいに気付き台所へ確認に行ったところ、コンロから火が出ているのを発見した。早く気付くことができたため、水道水で消火することができた。 (愛知県岡崎市)
- 70 代女性がてんぷら鍋を掛け、その場を離れたため過熱し出火した。台所に設置していた住警器の警報音により出火に気付き、鍋に蓋を覆うだけで消火できた。(山口県下関市)

【隣人が警報音に気付き、火災発生に至らなかった事例】

○ 居住者が居間の卓上コンロで調理中、飲酒で寝込んでしまったため、時間の経過とともに発煙し、居間の住警器が警報音を発した。ひどく酒に酔っていたため居住者本人は気付かなかったが、隣室の住人が119番通報。屋内進入した消防隊がコンロの火を消したため、鍋内を焦がしただけで建物の焼損はなかった。(埼玉県入間市)

住宅用火災警報器(住警器)の悪質訪問販売等の事例

これまでに消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案は 121 件となりました (別 添 1 参照)。依然の被害が全国的に発生しており、引き続き注意が必要です。

平成20年3月-12月の間、消防庁に寄せられた悪質訪問販売等に関する事案(情報) 事案件数 12件

【設置しないと法律違反だと脅迫する手口】

○ 消防本部で作成した住警器普及啓発用パンフレットに値段等を付加する改変を無断で 行い、さらに独自に作成したチラシを持って一般住宅に訪問し、住警器を販売しようと する事案があった。

「設置しないと法律違反だ」と脅迫めいた態度で購入をせまり、家人が断ってもなかなか帰らずに、玄関のドアを閉めさせないなどの迷惑行為があった。

家人は購入せず、金銭的被害はない。(埼玉県さいたま市)

【消防職員だと偽りとりつけようとする手口】

○ 40代ぐらいの男性1人(消防署と同じ制服、制帽、ネームタグをつけていた。)が、 一般住宅を訪れ「消防署から来ました。住警器の点検をさせて下さい。無ければ取り付けさせて下さい。」と言ってきたが、家主が不審に思い消防署へ確認の電話をしている と、男性は自動車に乗り込みその場を立ち去った。(広島県広島市)

住宅用火災警報器(住警器)Q&A

★Q&A(寝室設置を説明するには?)★

Q 一般市民に対して住宅用火災警報器の義務化について説明会を開催しているが、参加者から「台所なら分かるが、寝室には火事の元になるようなものは何もなく、義務対象の寝室に設置してもあまり効果があるとは思えない。」という意見があった。寝ている時が一番逃げ遅れて犠牲になる危険性が高いと説明したが、あまり理解が得られたようではなかった。

これまで高齢者が犠牲になる危険性が高いことや「逃げ遅れ」が原因で犠牲になるケースが多いことは統計データを示すことで理解を得ることができている。一方で、寝ている時が危険だという良いデータがなく、理解が得られなかったのではないかと感じた。寝ている時が危険だということを示す適当なデータがないだろうか。

A 寝室と寝室からの避難経路となる階段等への設置は省令で条例制定基準として定められています。その考え方はおっしゃるとおり、「寝ている時が一番逃げ遅れて犠牲になる 危険性が高い」ということになります。

このことを示すデータ (別添2参照) は、一つは時間帯別の住宅火災死者数でしょう。 就寝時間帯である深夜には死者数が約2倍になります。これだけでも寝ている時が危険だとわかりますが、そもそも火災が多いのは起きている時間帯ですから、時間帯別に火災千件あたりの死者数を計算すると、平均して就寝時間帯が起きている時間帯の3~4倍の死者が発生している結果になります。特に台所で夕飯の支度をしているであろう18時台が最も火災件数が多いのですが、起きている時間帯なので死者の発生は少なくなります。この時間帯の火災千件あたりの死者数は約30人であるのに対して、就寝時間帯には最大で約6倍になる時間帯もあります。圧倒的に就寝時間帯がご自身とご家族の命にとっては危険だと言えます。

説明会の参加者は恐らく火災は寝ている時間には少ないだろうと考えたのではないかと思われますが、それはデータを見ても正しい感覚と言えます。そうしたデータも一緒に提示し、その感覚が正しいことを認めることも必要でしょう。そうした上で、死者発生防止という観点では就寝時間帯が危険で、寝室と寝室からの避難経路となる階段等への設置を求めていることを説明してみてはどうでしょうか。

住宅防火対策推進の取組に関する情報をお寄せ下さい。

【連絡・送付先】

消防庁予防課予防係

TEL 03-5253-7523 FAX 03-5253-7533

E-mail yobouka-y@soumu.go.jp